加古川市避難行動要支援者支援指針

加　古　川　市

令和７年 12 月改定

目次

第１章　基本的な考え方
１　背景と目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　指針の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
３　用語の定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
４　支援体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

第2章　避難行動要支援者名簿
１　名簿に記載する避難行動要支援者の範囲　・・・・・・・・・・・・・　４
２　名簿に記載する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
３　名簿作成に必要な個人情報の収集　・・・・・・・・・・・・・・・・　４
４　名簿情報の保管　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
５　名簿情報の更新　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
６　名簿情報提供の同意確認等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
７　名簿情報の提供　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
８　情報漏えいに関する防護措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

第３章　個別避難計画
１　個別避難計画の作成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
２　個別避難計画の記載内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
３　避難支援者の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
４　個別避難計画の共有・管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
５　個別避難計画の確認・見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

第４章　災害発生時の避難支援
１　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づく避難支援の実施　・・・　９
２　救助の要請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
３　避難行動要支援者の引継ぎ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
４　名簿情報の提供　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

第５章　避難所等における支援
１　相談窓口の設置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
２　避難所における配慮　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
３　健康面のケア　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
４　福祉避難所の開設、施設入所等　・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

第６章　平常時からの取組

１　地域での良好な関係づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
２　自分での備え　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
３　避難行動要支援者の把握　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
４　防災訓練の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
５　制度の周知　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
６　特別な医療ニーズへの対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

様 式 １　避難行動要支援者名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
様 式 ２　個別避難計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
様 式 ３　避難行動要支援者名簿受領書　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

第１章　基本的な考え方

１　背景と目的

平成 23 年の東日本大震災では、被災地全体の死者のうち 65 歳以上の高齢者が約６割、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約２倍に上りました。

さらに、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は 281 名、民生委員は 56 名に上り、多くの避難支援者も犠牲となっています。

また、近年の災害においても高齢者や障がい者が犠牲となっており、災害における全体の死者のうち 65 歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第 19 号では約 65%、令和２年７月豪雨では約 79%となっています。

国では、東日本大震災の教訓を踏まえた、平成 25 年の災害対策基本法の改正により、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務化されたことなどを受けて、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年３月）が全面改訂され、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年８月）（以下「取組指針」という。）が作成されました。

また、令和３年５月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設されました。

近年、全国各地で毎年のように発生する豪雨災害や、今後の発生が危惧される南海トラフ地震・山崎断層帯地震など、市民の安全な生活を脅かす自然災害のリスクが高まるなか、自ら避難することが困難で避難の際に特に支援を要する「避難行動要支援者」については、平常時から把握し、その一人ひとりについて、誰が、どのような支援を行うかを平常時から決めておく必要があります。

この指針は、災害時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」および兵庫県の「災害時における要配慮者支援指針」を踏まえ、本市における避難支援対策の基本的な考え方や進め方を明らかにすることを目的としています。

２　指針の位置づけ

本指針は、本市の避難行動要支援者の支援に関する全体的な考え方を具体的に定めたものであり、加古川市地域防災計画の下位計画として位置づけるものです。

３　用語の定義

この指針において使用する用語の定義は次のとおりです。

（1）要配慮者

高齢者や障がい者、乳幼児等の防災対策において特に配慮を要する者

（2）避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

（3）避難行動要支援者名簿（様式１）

災害対策基本法に基づき作成が義務付けられた、避難行動要支援者の情報を記載した名簿

（4）個別避難計画（様式２）

避難行動要支援者が、災害時に安全に避難を行うため、一人ひとりの心身の状態や具体的な避難支援方法等を定めた計画

（5）加古川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する同意書（以下「同意書」という。）

加古川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則第３条に定める本人への同意を求めるための様式

（6）避難支援等関係者

市関係部局、消防署、社会福祉協議会、町内会・自治会、自主防災組織、消防団、民生・児童委員、介護支援専門員等の福祉専門職など、避難支援等の実施に携わる関係者

４　支援体制

（1）市の役割

①　避難行動要支援者の要件に該当する者への同意確認
②　避難行動要支援者名簿の作成
③　避難支援等関係者への名簿情報の提供
④　個別避難計画の作成に係る助言その他の支援
⑤　個別避難計画作成促進事業の実施
⑥　避難行動要支援者支援制度の普及・啓発

（2）避難支援等関係者の役割

①　日頃の活動を通じた避難行動要支援者の把握
②　災害時における、情報伝達、安否確認、避難誘導等の支援
③　個別避難支援計画の作成や見直しの支援
④　避難行動要支援者を交えた避難訓練の実施

（3）避難行動要支援者の役割

①　個別避難計画の作成、見直し

② 避難支援者の確保
③ 避難支援者や隣近所の方との良好な関係づくり
④ 町内会・自治会等が行う行事への積極的な参加
⑤ 非常時の持出し品の準備
⑥ 災害に備えた飲料水や保存食などの備蓄（最低限３日分）
⑦ 家具の固定、落下防止や必要に応じた耐震改修などの自宅の安全対策

第２章　避難行動要支援者名簿

１　名簿に記載する避難行動要支援者の範囲

生活の基盤が自宅にある市民かつ避難に支援が必要な次の基準に該当する者

（1）要介護認定が要介護度３以上
（2）身体障害者手帳１・２級の所持者（心臓、じん臓機能障害を除く単独障害に係るもの）
（3）療育手帳Ａの所持者
（4）精神障害者保健福祉手帳１級の所持者
（5）75 歳以上の単身世帯
（6）上記以外で、自力で避難が困難で、特に支援が必要と認められる者

※(6)として名簿への記載を希望する者は、同意書及び個別避難計画に必要な事項を記入して市に提出する。

２　名簿に記載する事項

（1）氏名
（2）生年月日
（3）性別
（4）住所または居所
（5）電話番号その他の連絡先
（6）避難支援等を必要とする理由（要介護度、障害等級など）
（7）上記のほか、避難支援等の実施に関し必要な事項

３　名簿作成に必要な個人情報の収集

市は、災害対策基本法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）並びに個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報の目的外利用の規定に基づき、次の台帳から名簿作成に必要な個人情報を収集します。

（1）加古川市介護保険受給者台帳
（2）加古川市身体障害者手帳交付台帳
（3）加古川市療育手帳交付台帳
（4）加古川市精神障害者保健福祉手帳交付台帳
（5）加古川市高齢者台帳

４　名簿情報の保管

（1）市は、名簿情報を電子的記録に加え、災害時の停電等を考慮し、書面等で保管します。
（2）市は、災害時に迅速に避難支援等関係者へ名簿情報の提供を行えるよう、名簿を避難行動要支援者の居住地区ごとに整理し、当該地区を管轄する市民センターに保管します。

5　名簿情報の更新

市は、年１回以上、避難行動要支援者の最新の状況を踏まえて名簿情報を更新し、最新の状況に保つよう努めます。

※住民登録の異動等により、避難行動要支援者の転居や死亡等が確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除します。また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除します。

6　名簿情報提供の同意確認等

(1) 市は、避難行動要支援者の範囲に該当する者のうち、平常時からの名簿情報等提供について同意確認を行っていない者に対し、郵送などにより「同意書」の提出を求めます。

(2) 同意確認から相当な期間が経過し、かつ、督促その他の必要な措置を講じたにもかかわらず、同意又は不同意の意思が明示されなかったときは、加古川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則第３条第２項に基づき、同意したものとみなします。

(3) 同意確認に際しては、避難行動要支援者に次のことを理解してもらえるよう、十分に説明します。

① 災害時に避難支援者が近くにいないことや、避難支援者自身が被災することが考えられるため、必ずしも支援を受けられるとは限らないこと

② 本制度は、避難支援者が必ず支援することを保証するものではないこと

③ 第１章「基本的な考え方」４「支援体制」(3)「避難行動要支援者の役割」に記載する備え等を実施すること

7　名簿情報の提供

(1) 平常時からの名簿情報提供

市は、平常時からの名簿情報の提供について同意の得られた方については、避難支援等関係者へ情報を提供します。

また、名簿情報提供について、同意を求めた場合に、同意をしない旨の意思が明示されなかった場合でも、加古川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例第３条に基づき、名簿情報提供について同意したものとみなし、避難支援等関係者へ情報を提供します。

なお、平常時からの名簿情報の提供先は、第一義的に避難行動要支援者が加入する町内会・自治会の会長とします。提供を受けた町内会長は、避難支援に必要な範囲で他の避難支援等関係者と共有することが可能です。

(2) 災害時における名簿情報提供

市は、災害時又は災害が発生するおそれのある時には、情報伝達、安否確認、避難誘導等に活用するため、名簿登録者の同意の有無にかかわらず保有する名簿情報を、避難支援等関係者へ提供します。

８　情報漏えいに関する防護措置

市は、名簿情報の提供にあたり、次のとおり避難支援等関係者、避難支援者への説明・指導を行い、情報漏えいに関する防護措置を講じます。

（1）守秘義務の厳守
（2）名簿の施錠可能な場所への保管
（3）名簿の必要以上の複製の禁止
（4）名簿の取扱者の限定
（5）不要となった名簿の適正な処分

第３章　個別避難計画

１　個別避難計画の作成

令和３年５月の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。

市では、同意書の提出とあわせて、避難行動要支援者が家族などと共に作成する個別避難計画（セルフプラン）の提出を求めることとします。

また、市が保有する情報や避難支援等関係者等からの申し出等により、避難時の支援がより必要とされる避難行動要支援者について、福祉専門職等と協働し、より実効性の高い個別避難計画を作成することとします。

２　個別避難計画の記載内容

個別避難計画には次の内容を記載します。

（1）避難行動要支援者の氏名、生年月日、年齢、性別、住所または居所、電話番号、家族状況
（2）提供先となる町内会・自治会
（3）障害等級、要介護度
（4）避難時に配慮が必要なこと
（5）希望する支援内容
（6）避難先
（7）避難時の留意事項（避難方法や避難経路など）
（8）緊急連絡先（氏名、続柄、居住地、電話番号）
（9）避難支援者（氏名、住所、電話番号、要支援者との関係）

３　避難支援者の確保

（1）避難行動要支援者は、避難情報の伝達や避難の促進、安否確認、避難所までの移動支援を行う支援者に協力内容を伝え、支援を求めます。
（2）支援者は、その時の状況や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行うものとします。避難支援を行う際には、支援者自身または支援者の家族等の生命及び身体の安全を最優先に確保することを、避難行動要支援者に説明します。
（3）避難行動要支援者は、避難支援者の不在や避難支援者自身が被災した場合、一人では難しい場合も想定し、可能な範囲で複数の避難支援者を確保するよう努めます。

４　個別避難計画の共有・管理

（1）個別避難計画の共有

作成した個別避難計画は、避難支援等関係者、避難支援者、避難行動要支援者の家族などと共有します。

また、市は、避難行動要支援者名簿情報の提供にあわせて、避難支援等関係者（避難行動要支援者が加入する町内会の町内会長）に提供することとします。

（2）適正管理

個別避難計画を保管する者は、避難支援の目的以外に使用してはなりません。また、避難行動要支援者が同意した者以外の者が閲覧することのないよう、情報管理に十分配慮します。

5　個別避難計画の確認・見直し

避難行動要支援者は、状況の変化等により、個別避難計画の内容に軽微な変更が生じた場合は、変更箇所を避難支援者及び市へ報告することとします。

※大幅な変更が生じる場合は、再作成が必要となります。

また、避難支援者は、年に１回以上、個別避難計画の内容について避難行動要支援者と確認するように努めます。

第４章　災害発生時の避難支援

１ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づく避難支援の実施

(1) 避難支援者やその家族等の安全確保

災害が発生又は災害が発生するおそれのある場合、避難支援者は、まず自身や家族の身の安全を確保した上で、避難行動要支援者の支援を実施します。

(2) 情報伝達

避難支援者は、テレビ、ラジオ、インターネット、防災ネットかこがわなどで入手した気象情報・避難に関する情報などをもとに、訪問、電話、電子メール、ＦＡＸなど、避難行動要支援者の特性に応じた手段により情報を伝えます。

(3) 安否確認

避難支援者は、情報の伝達とあわせて避難行動要支援者の安否確認を行います。

(4) 避難誘導等

避難支援者は、避難所等への避難が必要と判断したときは、個別避難計画に基づき、安全な場所への避難誘導等を行います。

風水害の場合は、自宅の２階等への垂直避難の方が安全な場合もあります。平常時から避難行動要支援者の自宅の想定浸水深を確認するなど、避難の必要性や内容が判断できるよう努めます。

また、無理な状況での避難誘導は被害を増大させることもあるため、人手が足りない場合には、周囲の人に協力を求めるなどして、できる限り安全な対応を行います。

なお、避難行動要支援者が支援を拒んだ場合などは、無理に支援を行う必要はありません。

２　救助の要請

避難支援者は、何らかの理由により支援が実施できないときは、避難支援等関係者や近隣住民、家族などへ連絡して協力を求めます。また、避難行動要支援者が倒壊又はそのおそれのある家屋に取り残されるなど、救出や救助等が困難あるいは危険と判断される場合には、二次災害のおそれがあるため無理な活動は行わず、消防、警察等の公的機関への救助の要請を行います。

３　避難行動要支援者の引継ぎ

避難支援者による避難行動要支援者の避難支援が実施された後、災害が鎮静した後も自宅に帰宅することが困難で指定避難所での生活が余儀なくされる場合、避難支援者は、避難行動要支援者に対する支援を指定避難所の担当者等（市職員）に引き継ぎます。また、必要に応じて個別避難計画を指定避難所の担当者に手渡します。

４　名簿情報の提供

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿登録の同意の有無にかかわらず名簿情報を提供します。

また、市は名簿情報を提供する場合は、当該名簿情報を受け取る避難支援等関係者から避難行動要支援者名簿受領書（様式３）を徴することとし、避難支援活動が終了した場合は、避難支援等関係者は速やかに名簿を市へ返却します。

第５章　避難所等における支援

１　相談窓口の設置

市は、民生・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア組織などの協力を得て、避難所での相談窓口を設けて相談体制を整えます。

２　避難所における配慮

市は、避難行動要支援者の多様なニーズを踏まえ、次のような点に留意し、できる限りの配慮を行います。また、他の避難者にも協力を求めます。

(1) 暑さ寒さ対策
(2) スロープ等を設けるなど、障がい者や高齢者が生活する上での障害の除去
(3) 間仕切り等によるプライバシーの確保
(4) 乳幼児、高齢者、障がい者等に配慮した食事の提供
(5) 車いす、紙おむつ、簡易トイレなどの生活用品の提供
(6) 授乳スペースの確保
(7) 福祉・介護サービスの利用に係る事業者との調整
(8) 盲ろう通訳、外国語通訳ボランティアの派遣
(9) 福祉避難室の設置　　など

３　健康面のケア

市は、健康福祉事務所等と連携し、保健師、栄養士等の巡回による健康相談を実施するとともに、必要に応じて保健指導や栄養指導を行い、心身の機能低下予防に努めます。

４　福祉避難所の開設、施設入所等

(1) 福祉避難所

市は、避難行動要支援者の避難所での生活が困難と思料される場合は、協定する施設へ福祉避難所の開設を要請します。また、福祉避難所までの移動は自力または家族（自身で手配するタクシー等を含む）によるものとします。ただし、これが困難な場合に備えて、市は、施設が保有する車両（福祉車両を含む）の活用について、施設管理者と協議をします。

(2) 社会福祉施設への緊急入所

市は、老人福祉施設、障がい者支援施設、児童福祉施設等へのショートステイの利用や、必要に応じて県と連携し、施設入所に関する措置を講じます。

第６章　平常時からの取組

１　地域での良好な関係づくり

（1）避難支援者は、日頃から避難行動要支援者の見守りや声かけ、また、地域行事への参加の呼びかけに努めます。

（2）避難行動要支援者やその家族は、町内会等が実施する行事に積極的に参加するなど、地域との良好な関係づくりに努めます。

２　自身での備え

避難行動要支援者は、災害時に備えて非常持出品や非常備蓄品を準備します。また、家具の固定、落下防止など、自宅の安全対策に努めます。

３　避難行動要支援者の把握

避難支援等関係者は平常時の活動において、避難行動要支援者の心身の状況を把握するとともに、ハザードマップ等により避難行動要支援者の自宅や避難経路等について、災害ごとのリスクの把握に努めます。

４　防災訓練の実施

自主防災組織等は、災害時の円滑な避難支援が実施されるよう、情報伝達、安否確認、避難誘導等について、避難行動要支援者や避難支援者を交えた防災訓練の実施に努めます。

また、市は、自主防災組織等が実施する防災訓練に対し、助言や情報提供などの支援を行います。

５　制度の周知

市は、平常時からの名簿情報の提供に関して多くの同意が得られるよう、広報紙、ホームページ、ＳＮＳ、出前講座等を通じて制度の周知を図ります。また、名簿情報の個人情報が適切に取り扱われるよう、避難支援等関係者や避難支援者に十分な説明を行います。

６　特別な医療ニーズへの対応

市は、人工透析患者、難病患者など、特別な医療が必要な避難行動要支援者の把握に努め、健康福祉事務所や医療関係機関等と連絡調整を行いながら、災害時の受入れ体制や医薬品の確保を図ります。

加古川市避難行動要支援者名簿

地域名：

No	氏名	住所または居所	生年月日	性別	連絡先	支援事由	同意の有　無
1					自宅 携帯		
2					自宅 携帯		
3					自宅 携帯		
4					自宅 携帯		
5					自宅 携帯		
6					自宅 携帯		
7					自宅 携帯		
8					自宅 携帯		
9					自宅 携帯		
10					自宅 携帯		
11					自宅 携帯		
12					自宅 携帯		

（様式１）

〈ここに個別避難計画が入る〉

（様式３）

加古川市避難行動要支援者名簿受領書

年　　月　　日

加古川市長　様

（所属・団体）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏　　名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（住　　所）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（電　　話）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿地区の加古川市避難行動要支援者名簿を受領しました。

名簿に記載された情報については、災害時の避難支援活動以外の目的に使用せず、名簿情報の漏えいや、拡散がないよう適切に管理するとともに、個人情報の保護に関する法律やその他関係法令等を遵守します。

また、避難支援活動が終了したときには、速やかに名簿を返却します。

加古川市避難行動要支援者支援指針

令和７年 12 月１日

加古川市防災安全部・福祉部